様式第１号（第３条関係）

審 査 基 準 整 理 票

処　分　名	行政財産の使用料の還付		
根拠法令名	大津市行政財産使用料条例		（条項）第７条第２項
基準法令名	大津市行政財産使用料条例		（条項）第７条第２項
所管部署	総務部 管財課 財産係		
標準処理期間	１４日	法定処理期間	なし

【審査基準】　・文書の名称　【行政財産の使用料還付基準】

・掲載図書等　【　　】

・内　　容　■全部記載　□一部・項目のみ記載

［行政財産の使用料還付基準］

１　行政財産の使用料の還付は、大津市行政財産使用料条例第７条第２項ただし書に規定する事由に該当することを基準とする。この場合において、同項ただし書の「使用者の責めによらない理由」とは、市において、公用又は公共用に供する必要が生じた場合をいうものとする。

※　審査基準の内容すべてを記載することができないときは、当該審査基準が記載された図書等の縦覧をもって代えることができる。